

第198回埼玉県都市計画審議会

平成18年10月27日午後1時30分開会

場所 浦和東武ホテル 3階飛鳥東の間

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第198回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

本日は、お忙しい中御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、資料の確認をさせていただきたいと存じます。本日の資料は、事前にお配りさせていただいております資料といたしまして、まず「配付資料一覧表」でございます。それから「委員名簿」、次に「議案概要一覧表」、それから「議案書」、それから「別添」、それと「参考資料」を事前にお配りさせていただいております。それから、本日お手元にお配りいたしております資料といたしまして、「次第」、それから「座席表」、それと「説明資料」と、前回御審議いただきました「産業廃棄物処理施設の敷地の位置についての答申書の写し」、以上を本日お配りさせていただいております。過不足ないでしょうか、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○事務局 なお、「参考資料」としてお配りさせていただいております意見書の写しでございますけれども、本会議は原則公開としておりますので、個人情報に関する部分を黒塗りとさせていただきます。

それでは、ここで新たに御就任いただきました委員の方を御紹介申し上げます。

埼玉県都市計画審議会条例第5条第1項に規定しております臨時委員といたしまして、「経済産業省の所管にかかわる地域の重要な都市計画の決定及び変更にかかわる事項」につきまして御審議をお願いしております関東経済産業局長の脇本眞也様でございます。

○脇本委員（代理） 私、脇本委員の代理で参りました関東経済産業省の総合企画部の企画課長の明日と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 同じく臨時委員の関東財務局長様におかれましては、異動により松川忠晴様に御就任いただいております。

それでは、会議の進行に戻らせていただきます。

ここで委員の出席状況につきまして御報告申し上げます。ただいま16名の委員の方に御出席を賜りました。したがって、審議会条例第5条第2項の規定による定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立いたしましたことを御報告申し上げます。

〔何事か言う者あり〕

○事務局 それでは、これより審議会条例第5条第1項の規定により土井会長に議長になっていただき、議事の進行をお願いしたいと存じます。

土井会長、よろしく願いいたします。

○議長（土井） 皆さんこんにちは。委員の皆様方には大変御多忙のところを御出席いただきありがとうございます。皆様の御協力により慎重かつ効率的に審議を進めてまいりたいと思いますので、よろしく御協力をお願いいたします。

まず、本審議会に入ります前に、私から御報告させていただきたいと存じます。

本日お手元にお配りしてございます、前回御審議いただいた「富士見都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」につきましては、御覧のとおり審議会としての意見を知事に答申をいたしましたことを御報告させていただきます。

それでは、まず本日の会議の会議録署名委員でございますが、埼玉県都市計画審議会運営規則第5条第2項の規定により、私から指名させていただきたいと存じます。久保田委員さん、宮崎委員さんのお2人をお願いしたいと存じます。

次に、本審議会は原則公開での審議となっておりますので、その取り扱いについて事務局から説明をお願いします。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長の高沢でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本審議会の公開、非公開の取り扱いにつきましては改めて御説明いたします。着席のまま失礼させていただきます。

本審議会は、埼玉県都市計画審議会の公開に関する取り扱い要綱に基づき、原則公開となっております。しかし、取り扱う情報に個人に関する情報が含まれる場合などは非公開とすることができることとなっております。また、公開、非公開の決定方法は、会長が非公開とすべきと認めるとき、または委員からその旨の指摘があったときは、会議に諮り、出席した委員の過半数をもって、会議の一部または全部を非公開とすることができることとなっております。

以上でございます。

○議長（土井） ただいま事務局から埼玉県都市計画審議会の公開及び非公開に関する取り扱いの説明がありましたので、皆様にお諮りをしたいと思います。本日の議案であります議第4712号「幸手都市計画事業野中土地区画整理事業の事業計画の変更に係る意見書について」は、前回の審議会において、本審議会が直接聴聞を行うことで決定し、本日2名の方に口頭意見陳述をしていただくこととなっております。また、本日は、本審議会運営規則第7条の規定により、参考人として野中土地区画整理事業の施行者である大利根町からも意見を聴聞いたします。この陳述に当たりましては、個人情報に留意させることなく、自由に口頭で意見陳述させるという趣旨であることから、非公開とすることが適切であると考えております。よって、2名の口頭陳述並びに参考人の意見聴聞につきましては非公開とし、この意見書の取り扱いについての審議とその他の議案の審議については公開といたしたいと存じますが、皆様の御意見はいかがでしょうか。そういう取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） それでは、異議なしの声も聞かれましたので、本日はただいま申し上げたとおりに進めさせていただきたいと存じます。

それでは、ただいまより第198回埼玉県都市計画審議会の議事に入ります。

本日はお手元に配付しておりますとおり、議第4712号「幸手都市計画事業野中土地区画整理事業の事業計画の変更に係る意見書について」など、都市計画法または建築基準法に係る8議案について御審議をお願いする次第でございます。

それでは、まず議第4712号「幸手都市計画事業野中土地区画整理事業の事業計画の変更に係る意見書について」を議題に供します。

幹事から説明を願います。

○幹事（市街地整備課長） 市街地整備課長の松本でございます。よろしくお願いいいたします。着席して説明をさせていただきます。

議第4712号「幸手都市計画事業野中土地区画整理事業の事業計画の変更に係る意見書について」御説明申し上げます。

議案書は5ページ、図面は、位置図が7ページ、設計図が9ページでございます。

恐れ入りますが、資料の修正をお願いいたします。過日、意見書の取り下げがございましたので、意見書総数が変更となっております。議案書の6ページをお開きいただきたいと思います。中段の事業計画変更案の縦覧の3段目に括弧書きで意見書の数という記載がございますが、今月の10月3日に1通1名の意見書の取り下げがございましたので、意見書提出は47通48名から46通47名に変更となっております。その結果、括弧内の権利者内訳につきましても、41通42名から40通41名に変更となります。なお、口頭意見陳述希望者数は変更ございません。よろしくお願いいいたします。

それでは、「幸手都市計画事業野中土地区画整理事業の事業計画の変更に係る意見書について」御説明申し上げます。

本案件は、大利根町が施行する幸手都市計画事業野中土地区画整理事業の事業計画の変更を定めるに当たり、事業計画の変更案を平成18年4月24日から5月7日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、46通47名の方から意見書の提出がございました。そのため、土地区画整合法第55条第13項において準用する、同法同条第3項の規定により、本意見書の採択または不採択について御審議願うものでございます。先ほど議長から御案内がございましたとおり、本日は2名の方の口頭意見陳述と参考人の陳述がございます。議案書の説明は次の2段階に分けて御説明いたします。

最初に、本地区の概要とこれまでの経緯等について御説明いたします。その後、2名の方の口頭陳述と参考人の陳述を聴聞していただき、すべての聴聞が終了した後に、意見書の内容とその考え方について御説明いたします。

それでは、最初に本地区の概要とこれまでの経緯等について御説明申し上げます。議案書の7ページと併せ、前方のスクリーンを御覧いただきたいと存じます。本地区は、JR宇都宮線及び東武日光線の栗橋駅から南西約1.5kmに位置し、栗橋駅西土地区画整理事業の施行地区に隣接した面積約86.3haの地区でございます。地区内は曲がりくねった道路や緊急車両の進入が困難な狭い道路が多く、交通安全上や防災活動などの面からも非常に危険な状況にあります。また、基盤整備がなされないまま住宅等の建設が行われ、市街化が進行し、居住環境が悪化してきております。このようなことから、土地区画整理事業により公共施設の整備改善を図るとともに、健全で住みよいまちづくりを行うため、平成11年1月に都市計画決定を行い、平成13年8月に事業計画を定め、事業を進めてまいりました。その後、土地区画整理審議会を設置して、土地評価基準を作成し、換地設計等の作業に着手してまいりました。現在は道路工事も進めており、事業進捗を図るべく、さらなる仮換地の指定に向けた地権者との合意形成に努めているところでございます。

今回の事業計画の変更の主な内容は3点ございまして、1、施行期間の5年延伸、2、土地利用計画の見直しに伴う区画道路等の一部変更、3、資金計画の変更でございます。

1点目の施行期間については、地権者との換地調整等に時間を要し、工事着手が遅れましたことから、施行期間を5年延伸するものでございます。

2点目の区画道路の変更についてですが、スクリーンを御覧いただきたいと存じます。変更箇所は、と の2箇所でございます。凡例にありますとおり、赤で着色した部分が新設する区画道路です。黄色で着色した部分が今回廃止する区画道路でございます。図面を拡大いたします。1箇所目の ですが、当初計画では住居系の土地利用を図るため、ピンクで着色した区画道路を計画しておりました。今回、まちづくりにおけるにぎわいや市街化の促進を図るため、大規模商業ゾーンを設定いたしました。このため、区画道路を廃止するものでございます。

次に、2箇所目の ですが、区画道路6の3号線の変更でございます。当初、この道路は東西方向に計画され、長方形の街区を形成しておりましたが、換地割り込み上、宅地の形状に合わせた土地利用を図るため、一部廃止し、新たに南北方向に変更するものでございます。

3点目の資金計画の変更についてでございますが、ただいま御説明しました区画道路の廃止に伴う工事費の減額やコスト削減などにより、総事業費を約121億円から約21億円減額し、約100億円とするものでございます。また、若干であります。減歩率を29.5%から29.24%に下げた計画としております。

以上、本地区の概要とこれまでの経緯等について御説明いたしました。

次に、意見書の取り扱いについて御説明申し上げます。

お手元にお配りしておりますA4の「参考資料」でございますが、3ページをお開きいただきたいと存じます。同じものがスクリーンにございますので、併せて御覧いただきたいと存じます。

市町村が土地区画整理事業の事業計画を変更しようとする場合、変更の事業計画の案を2週間公

衆の縦覧に供します。利害関係者は意見がある場合、縦覧終了後2週間以内に知事あてに意見書を提出することができます。知事は意見書を都市計画審議会に付議し、意見書を採択すべきかすべきでないかを議決していただきます。都市計画審議会において、採択すべきであると議決された場合は、知事は市町村に対し必要な修正を加えるべきことを求め、再度縦覧の手続を行うこととなります。また、採択すべきでないと議決された場合は、知事はその旨を意見書の提出者に通知し、市町村は知事の認可を受けることとなります。

それでは、このあと、口頭陳述の聴聞をお願いしたいと存じます。

なお、口頭陳述される方から提出されました意見書は、お手元に配付してございます「別添」の1ページの意見書でございます。口頭陳述の申し出のあった25名のうち、代表者2名の方が陳述をいたします。聴聞と併せて御覧いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土井） それでは、意見書の審議に入ります前に、これより意見陳述を聴聞いたします。

意見陳述者お1人目の方に御入室をお願いいたします。

〔陳述者入室〕

○議長（土井） 大変お待たせいたしました。ただいまから幸手都市計画事業野中土地区画整理事業の事業計画の変更に係る意見陳述を聴聞させていただきます。

まず、御住所とお名前をお聞かせいただき、その後に御意見を5分以内で簡潔に陳述願います。陳述開始から4分後にベルを1回鳴らします。5分経過いたしましたら、2回鳴らしますので、速やかに終了してください。

それでは、陳述をお願いいたします。

○陳述者 大利根町 と申します。どうぞよろしく願いいたします。

おらかなことに口頭陳述のメモを大事にしておいて忘れてきてしまいまして、せっかく直接口頭陳述の場をお与えくださいましたのに、ちょっと貴重な5分の時間を無駄にしてしまいはいらないかとおののいております。早速行いたいと思っております。

164回のこの審議会におきまして都市計画の決定がなされたのですけれども、その前に前々町長の時代に住民と覚書を交換しました。道路計画ですね。これについての覚書、それから農家の方の緑地保全、農地の保全ですね。これに関する申し合わせ、そういったことを現町長さんの時代になって反故にされて、どんどん計画が進められたわけでありまして。そして、私がこれから一番申し上げたいことは、事業計画の決定までのこの審議会において、いわば附帯条件とも見られるような、県執行部におかれては町を今後とも徹底した指導のもとに進めてもらいたいと、こういうようなことが認可の条件に入っておりますのでありますが、県の執行部の方、前々課長さん、課長さんのときに、国土交通省から「土地区画整理事業にかかわる住民との対話の重要性」という冊子が出ておるのですけれども、我が町においてはその点がなおざりにされておりまして、行政の方の計画を押し

つけてくると、こういうような形で、随分と話し合いをしたのでありますけれども、それを取り上げてくれることはごくごく微量でありまして、結局工事にまで至ったわけでありまして、県執行部の指導は口頭で、これは電話かと思いますが、それから文書で、それから時には行政の方から県の方に出頭していただき指導をしたと、こういう実績もありますし、課長さんはこの審議会で決まったことを、要するに、話し合いをしっかりとやって事業を進めるようにということを町までおいでくださって行政の方を指導していただきました。本当に審議会の決定を忠実に履行して下さった。しかし、それに対して町の方は、町は町のスタンスでやると、こういうふうに戻事をしたと直接担当者から聞きました。

そういうことで、審議会で執行部にお願いしたことに耳をかさないで、今日、既に着工に至っているわけでありまして、そうした非常に強引なやり方、それに対しまして私たちは納得いかないわけで、いろいろ申し入れをしているわけでありまして、役場の方に行きましていろいろ抗議をするわけでありまして、あるときは強い抗議で、別に手を上げたわけでも何でもないので、公務執行妨害というふうに言われたこともあります。そして、最後の話し合いのときには、公共事業に住民の合意は要しないと、こういうことを説明会の大勢いる席上で担当課長は公言してはばからなかったのであります。そういう中で、認可のいわば条件ともいべき話し合いの継続、164回、そして176回、そういう審議会の議事録には.....

○議長（土井） 御発言中ですが、時間がもう超過いたしましたので.....

○陳述者 もう超過しましたか。そういうわけで、条件も聞き入れないで強引に進められてきたと、そういうわけでありまして。どうか見直し案についてもそういう点をお考えいただきまして慎重に、5年も延長したわけですから、我々の話をよく聞いてからやってもいいのではないかと。年寄りには10年先になりましたので、大変おののいております。どうかよろしく御審議のほどお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（土井） どうもありがとうございました。

それでは、意見陳述を聴聞いたしましたので、御退席をお願いいたします。

〔陳述者退室〕

○議長（土井） 引き続きお2人目の方に入室願います。

〔陳述者入室〕

○議長（土井） それでは、これより幸手都市計画事業野中土地区画整理事業の事業計画の変更に係る意見陳述を聴聞させていただきます。

まず、御住所とお名前をお聞かせいただき、その後に事前に配付しております実施方法に基づき、御意見を5分以内で簡潔に陳述願います。

それでは、お願いいたします。

○陳述者 と申します。

○議長（土井） 御住所……

○陳述者 大利根町 でございます。

○議長（土井） それでは、どうぞ。

○陳述者 それでは、時間もありませんので、原稿にて陳述させていただきます。私も審議委員はいろいろとやっておりますけれども、自分で口頭陳述するのは初めてでお聞き苦しい点もあると思っておりますけれども、よろしくをお願いします。

まず大利根町は、当初「水と緑とキンモクセイの香り豊かな心通うまち」といううたい文句で、自然と暮らしを調和した安全で環境のよい住宅地を開発するという耳ざわりのいい言葉を並べて住民の理解を仰いできました。ふたを開けてみれば、大型商業施設の建設です。計画は都市と農村、ここをよく聞いてもらいたい。都市と農村のあり方を示すまちづくりが、いつの間にか大規模商業施設の方に誘導になっているということです。知っておられると思えますけれども、商業施設の建設がされる場所は、土壌汚染をされた産業廃棄物がたくさん捨てられている場所でございます。そういう場所にそういう区画整理をやるという自体が問題だと思えます。

それから、町は減歩を下げることに成功したと言っていますけれども、それは大型店舗をつくることによって道路が少なくなった分だけ減歩が下がったということで、何ら努力の根拠がありません。最近大型店舗が近隣にたくさん建っておりますけれども、競争が激化して、出店の断念やオープン後倒産のことをかなり心配しております。これまで私たちは予想できる結果を踏まえて、町の横暴に耐え、黙っておりましたけれども、その代償と責任だけ押しつけられることは具合悪いと思ひまして、今日お話ししております。手前勝手な説明で終始してきましたが、昨年まで区画整理は土地が上昇すると、損失はあり得ないと言い含められてきました。しかし、事業施行期間は5年延長され、さらに坪当たり27万9,180円だった保留地処分が35.8%減の17万9,190円も下げる変更案が突然出てきております。約10万とびっくりするような数字でございます。それから、総事業費も21億も減らしております。これは施行品質を落とすか、また当初の計画はいい加減だったということを証明していると思えます。

次に、これまで町は箱物と環境を主体にこの町をやっているわけですがけれども、財政が非常に逼迫してきております。10年前あった財源の7分の1、4億足らずしか、今、財源はございません。そういう中でやるということは、非常に危険な状態にあると思えます。勝手に資金計画を変更し、町の負担を軽減するのであれば、全体の負担を軽減するのだったら、住民の負担も下げるべきだと思います。町の区画整理は住民主導ではなくて、虚言です。私たち住民はこの計画を通して、暮らしと財産を守る権利があるわけです。常に行政を最近疑うような気持ちになってまいりました。50件足らずの意見書ですけれども、これは住民が200以下の住んでいる戸数しかなくて、50件の住んでいる人が出している。これは大きな問題です。だから、町長に会おうとしても会ってくれません。こういう区画整理は、私は初めてです。そういう許可した県の方にも問題があるのではないかと

います。それから最近は地方分権ということで、地域の課題を解決していくためには、やはり県の権限でもって関係自治体の指導を監視していただきたいと思います。かき消されそうな住民の声に耳を傾けていただきたいと思います。

最後に、1万6,000人の人口が今1万4,000台と減っています。駅西で皆さん降りるのですけれども、新聞で丸投げ事件がありました、以前。そこを区画整理やっても、大利根栗橋地区をやっても人口は減っています。

それから、町はその駅前には車の駐車場だけで、飲食店は1軒も入っていません。こういう状況で区画整理、これでいいかどうか、私は非常に疑問を持っています。

以上です。

○議長（土井） どうも御苦労さまでした。

それでは御退席をお願いいたします。

〔陳述人退室〕

○議長（土井） 続きまして、野中土地区画整理事業の施行者である大利根町に参考人として出席を求めております。

参考人の方は入室願います。

〔参考人入室〕

○議長（土井） ただいまから幸手都市計画事業野中土地区画整理事業の事業計画の変更について、施行者としての意見を聴聞いたしますので、お名前をお聞かせいただき、5分以内で簡潔に述べていただきたいと存じます。それでは、よろしく願います。

○参考人 今日はお世話になります。大利根町長の島田徳三と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日は野中土地区画整理事業の施行者として意見を述べさせていただく場を設けていただき、埼玉県都市計画審議会委員の皆様には心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

我が大利根町は雄大な利根川の恵みを受けた田園風景が広がる自然豊かな町であります。私はこの大利根町の将来像を「全国に誇れる童謡のふる里おおとね」と位置づけ、町民の皆様とともに、人に優しい、子どもたちが夢を持てるような安全で快適なまちづくりを目指し、各種の施策を推進をしているところでございます。近年の社会経済などの大きな変化や少子高齢化が進行する中、本町におきましては、ここ数年、人口が減少傾向に転じるなど、町の活力が低下している状況にあります。

そのため、活力あるまちづくりを目指すためにも、人口増加策やあるいは少子化対策などの施策が特に重要なものとなっております。その一環といたしまして、計画的な市街地整備により良好な住宅地の受け皿を早期に設けていきたい、こう考えるところでございます。

このような中、現在町施行で事業を推進しております野中地区は、JR宇都宮線の栗橋駅にも近く、住宅地として好立地条件にあります。しかしながら、道路などが未整備のまま宅地化が進行し、

居住環境が悪化するなど、一刻も早い整備が待たれる地区でもございます。当地区は、昭和55年頃から数多くの地元説明会や話し合いなどを重ね、権利者の皆様との合意形成を図り、平成13年8月に県の事業認可をいただいたものでございます。事業計画の決定後においては、事業詳細部分であります換地案の個別説明会など権利者の意向を確認しながらの話し合いを行うことによって、より多くの権利者の皆様方の御理解と御協力を得たことができました。おかげさまで既に仮換地指定も53%の実施となり、街路築造の工事等につきましても平成16年度から着手をしているところでございます。

しかしながら、近年の土地区画整理事業を取り巻く環境は、地価の下落傾向が続くなど大変厳しい状況となっております。そのため、今回権利者の皆様と調整をする中、良好で利便性の高い住宅地形成が図れるよう、地区の南部に大規模商業施設等の誘致が図れる計画に見直しを行ったものでございます。この計画の変更によりまして、野中地区のまちづくりの魅力が一層高まり、市街化の促進、地域経済の活性化などが図られるものと考えております。また、資金計画及び施行期間の変更によりまして、事業の採算性、実現性も高まってくるものと考えております。今回、この変更案に対しまして意見書が提出されたことにつきましては、厳粛に受けとめております。このため、今後の事業の推進に当たりましては、権利者の皆様のさまざまな意見に対しまして誠意ある対応やわかりやすい説明により、疑問や不安の解消に努め、円滑な事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

一方で、多くの権利者の皆様から早期整備についての御意見、御要望等も十分いただいております。また、活力あるまちづくりを図り、町を発展させていくために野中地区の整備は欠くことのできない大事業でございます。このようなことから、町といたしましては、当事業を最重点事業と位置づけ、一日でも早い完成を目指し、全力を傾注してまいり所存でございます。このため、引き続き野中地区のまちづくりが円滑に推進できますよう、よろしく御審議のほどを心からお願いを申し上げます。施行者を代表しての御意見とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（土井） それでは、私の方から少し質問をさせていただきたいと思いますが、全体の地権者は何人、今46通意見書が提出されているわけですね。

○参考人 ちょっと数を正式には…… 三百何名ぐらいと記憶いたします。

○議長（土井） その中で、意見書の中で行政に対する不信とか事業に対する不安という意見が出されているわけですが、今後そういう不信とか不安の権利者に対してどういうふうに対応していかれるか。その点について、先ほど最後の方で少しお話しされましたが、もう一度御発言願いたいと思います。

○参考人 権利者の方々への対応の件でございますが、今回の事業計画変更にあたりましては、私も全権利者を対象とした説明会の開催、あるいは相談窓口の開設などにより、事業計画変更の内容や必要性について説明をいたしまして、大方、権利者の皆様の御理解はいただいたものと考えて

おります。しかしながら、一部の地区からは、町長自身が地元に出向いて話し合いを行ってほしい、といった要望もございました。そのため、この要望を受けまして、私自らも説明会に出席をいたしまして、事業計画変更案の縦覧前にその地区との話し合いを改めて持たせていただきました。その中で、私自ら御理解と御協力をお願いし、事業計画の変更に関する説明についても繰り返しお願いをいたしましたが、説明拒否といった状況でございました。我々の力が足りないかわかりませんが、一生懸命嘆願し、理解を求めましたが、説明拒否といった状況でございました。

このように、一部の権利者の方々につきましては十分御理解をいただけなかったわけですが、一方で多くの権利者の皆様からは一刻も早く整備してもらいたいとの意見、要望もいただいております。このため、事業の推進が図れますよう関係権利者のさまざまな意見に対しましては、個別の話し合いを中心に誠意ある対応やわかりやすい説明により、疑問や事業への不安などの解消に努めてまいりたい、このように考えております。

今後の活力あるまちづくりを図り、町を発展させていくために、野中地区の整備は欠くことのできない本町の大事業であります。このことから権利者の皆様の御理解をいただきながら、早期の完成を目指して全力を傾注してまいり所存でございますので、どうぞひとつよろしくお願いを申し上げます。

○議長（土井） どうもありがとうございました。

本日は御苦勞さまでございました。

それでは御退席をお願いいたします。

〔参考人退室〕

○議長（土井） それでは、これより審議会を公開といたします。

傍聴者はおいでになるのでしょうか。

それでは入場させていただきたいと存じます。

〔傍聴者入場〕

○議長（土井） 議事に入ります前に傍聴者に傍聴上の注意を申し上げます。

先ほど事務局よりお配りいたしました傍聴要領をよく読み、遵守していただきたいと存じます。

また、傍聴要領に反する行為をした場合には退場していただきます。

それでは、議第4712号「幸手都市計画事業野中土地区画整理事業の事業計画の変更に係る意見書について」、幹事は議案の説明を願います。

○幹事（市街地整備課長） それでは、引き続き、議案の御説明をさせていただきます。

今回御審議いただく意見書の内訳でございますが、土地所有者及び借地権者等、いわゆる関係権利者が41名、その他地権者の家族が6名となっております。地権者数は488人おりますので、地権者割合で約8%、地区面積割合で約6%でございます。

それでは、意見書の内容につきまして御説明をさせていただきます。意見書の写しにつきまして

は「別添」に 、 、 、 と4つのタイプがございます。また「参考資料」といたしまして意見の要旨を、「今回の事業計画の変更に係る意見」と「かかわらないと思われる意見」に分けて要旨をまとめてございます。この順に沿って意見に対する考え方を御説明いたします。

それでは、意見書 について御説明いたします。まず、1番目の要旨を見ていただきたいと思います。「資金面での数字合わせにすぎない変更、事業内容の大幅縮小、住民負担のさらなる軽減なしには応じられない。」という負担に関する御意見でございます。

事業費の支出につきましては、土地利用計画の見直しに伴う区画道路の一部廃止やコスト削減などにより、約21億円の減額となります。一方、収入面では、土地価格の下落により、保留地処分金として約18億円、国庫補助金として約6億円の収入減が見込まれ、合計で約24億円の収入減となります。このため、不足する約3億円につきましては町が町単独費を手当てすることとしており、地権者の負担を軽減するよう努めております。また、若干ですが、減歩率を29.5%から29.24%に下げた計画としております。

次に、2番目の「施行期間も5年延伸させ、高齢者は全く不安に戦慄している。」という施行期間に関する意見でございます。

当初、本事業は平成12年度に事業計画の決定を行い、工事を平成21年度までに完了させる予定でございました。しかし、事業計画決定時に提出された意見書の審査等に約1年を要し、また地権者との換地調整に時間を要しましたことから、事業計画決定が平成13年度となり、工事着手が平成16年度となったことにより、進ちょくが遅れております。このため、町では残りの事業量や資金計画等を考慮し、工事着手から約10年間で事業完了することを目標に、事業施行期間を5カ年延伸するものでございます。

次に、3番と4番の事業計画の変更に係わらないと思われる意見でございますが、まず3番目の「現在の事業計画は、町の多くの虚偽報告により第176回県都市計画審議会で不採択となり決定されたものである。過去、何度も見直しを迫っても見直しをせず、今回、町の都合だけの変更には納得いかない。」という町の対応に関する意見でございます。

当地区は平成13年8月、事業計画決定時においても意見書の提出があり、第176回の都市計画審議会で御審議をいただき、不採択となった経緯がございます。今回のこの意見は、「当時の審議会において幹事の説明が町からの虚偽報告に基づいた内容である。」といった御意見と思われる。県といたしましては、町からの適正な報告に基づき説明をさせていただいたものと考えております。また、町はこれまで地元説明会や相談窓口を設置するほか、情報誌を通じて関係地権者に周知を図ってきたところでございます。

次に、4番目の「事業計画認可の附帯条件である住民との話し合いを約束どおり果たし、県執行部は都市計画審議会議長長のお願いを聞き入れてほしい。」という県に対する御意見でございます。

平成13年の都市計画審議会において、県執行部に対し、都市計画審議会議長から、「県の執行部に

おかれましてはいろいろな御意見があったことを十分踏まえ、今後とも指導を徹底していただきたい。」という会長からのお願いがございました。このため、県といたしましては町に対し、事業計画に御意見を述べられた方々に対し、十分話し合いを持ち、御理解を得ながら事業を進めていくよう助言を行ってまいりました。また、必要に応じ現地に出向き、また文書による助言も行っております。今後も引き続き町に対して提言や助言を行ってまいりたいと存じます。

続きまして、2つ目の意見書の でございます。まず、1番目の「計画の目的を都市と農村のあり方を示す新しいまちづくりから大規模商業施設の誘導へと変更し、町の都合だけで事業変更を認めると言われても不可能である。」、2番目の「健全な住宅地を区画整理でつくり、中央に商業施設用地をと説明しながら、大規模の面積の商業施設をつくるのは最初の約束と大幅に違う。」という土地利用計画に関する意見でございます。

町では、事業の目的でございます健全で利便性の高い住宅地の整備を推進するという考えは変えておりません。定住人口の増加、まちづくりにおけるにぎわいや市街化の促進等を図るため、商業施設等の誘導を図ろうとするものでございます。このことにつきましては「第4次後期大利根町総合振興計画」においても位置づけられております。今回の事業計画の変更は、この考えに基づき、大規模商業施設の用地として大街区を設定したものでございます。

次に、3番目の「平均減歩率29.5%から29.24%に変更するならば、その分住民の減歩率を下げるべきである。」という負担に関する御意見でございます。

町は、今回の事業計画の変更に地権者の負担をできる限り軽減するよう努めております。その結果、減歩率を29.5%から29.24%に下げた計画としております。

次に、4番目の「平成13年8月20日から平成23年3月31日までの計画を平成28年3月31日まで延長せず、予定通りやるべきである。」という施行期間に関する意見でございます。

意見書の要旨の の2番と同様でございます。工事の着工が遅れ、施行期間を5年延長するものでございます。

次に、5番目の「総工事費は121億4,000万円だったが、今回マイナス21億5,000万円の99億8,800万円になった。少なくなったならば住民の負担を減らすのが当たり前で、町の負担だけ減らすのは納得できない。」という負担に関する意見でございます。

これも意見書の要旨の の1番と同様でございます。町は約3億円の町単独費を増やし、また減歩率も下げた計画としております。

次に、6番と7番の事業計画の変更にかかわらないと思われる意見ですが、6番目の「商業地区に変更する区域は産業廃棄物が埋設してある箇所なので、土壌調査をして安全であることを町が住民に説明すべきであるし、常識的には除外すべき土地である。」という土壌調査に関する意見でございます。

スクリーンを御覧ください。商業施設ゾーンの計画地内の一部に土地所有者が県の許可を受けて、

昭和59年に建設廃材等を埋め立てた箇所がございます。町は隣接する排水路の流末付近で平成2年から平成12年まで10年間、水質調査を定期的に行ってきました。その結果、基準値を超過した有害物質の検出はありませんでした。なお、当該箇所は大規模商業施設の出店場所と緑地となりますが、掘削等による土地の掘り起こしは行いません。また、駐車場として活用する予定でございます。

次に、7番目の「住民のためではなく、町の都合のみで施策が決まっている現状に県としての監視の目を強めてほしい」という県に対する意見でございます。

県といたしましては、町に対し、事業計画に御意見を述べられた方に対し、十分話し合いを持ち、御理解を得ながら事業を進めていくよう助言を行ってまいりました。また、必要に応じて現地に向き、文書による助言も行っております。今後も引き続き町に対して提言や助言を行ってまいりたいと存じます。

続きまして、3つ目の意見書につきまして御説明をさせていただきます。まず、1番目の「当初の計画は都市と農村のあり方を示す新しいまちづくりのためと説明しながら、大型商業施設（カインズホーム）を作るための事業とすることは約束違反である。」2番目の「近隣にホームセンターはたくさんあり、競争激化は予想される。現在出店の合意書もとれていない状況で見切り発車は危険である。当初の商業系ゾーンで実行すべきである。」という土地利用計画に関する意見でございます。

意見書要旨の1番と同様でございます。良好で利便性の高い住宅地を整備し、にぎわいや市街化の促進等を図るため、今回商業施設等の誘導を図ろうとするものでございます。

なお、商業施設の参画企業には株式会社カインズを選定し、現在、合意書の締結に向けた調整を行っているところでございます。

次に、3番目の「計画人口6,900人と予定しながら、商業施設用地に変更すれば宅地面積が減り、その計画は守られるはずがないが、計画人口については何もふれていない。」という計画人口に関する意見でございます。

土地区画整理事業の計画人口は、通常、開発面積に対しまして1ha当たり80人から100人を想定して計画しております。本地区はゆとりある住宅地とするために、1ha当たり80人を見込んで計画したものでございますので、計画人口に変更はございません。

次に、4番目の「減歩率が減ったと言っているが、地権者の減歩率は何も変わっていない。地権者にも還元するべきである。事業費も大幅に削減するならその比率で地権者にも還元するべきである。」という負担に関する意見でございます。

これも意見書の要旨の1番と同様でございます。町は約3億円の町単独費を増やし、また減歩率も下げた計画としております。

次に、5番目の「事業変更することで、ローコストの区画整理事業になる可能性があり品質を落とさないようにすべきである。」という公共施設の整備水準に関する意見でございます。

今回の事業計画の変更は、道路計画の変更などに伴う減額でございますので、公共施設の整備水準の低下につながるものではございません。

次に、6番から10番の事業計画の変更にかかわらないと思われる意見ですが、6番目の「大型商業用地にする場所は産業廃棄物が多量に埋められていた所で、土壌汚染されており一度搬出し、調査すべきである。」という土壌調査に関する意見でございます。

これも意見書の要旨の 6番と同様でございます。また、土砂の掘り起こしは行いません。

次に、7番目の「町の対応が不誠実、県の存在価値が薄く信頼感が持てない。町長や現助役に個人で面会を求めても会おうとしない。」、8番目の「平成11年1月8日の都市計画決定、平成13年8月20日の事業計画決定の際、地元要望で町長の出席を求めても住民の前に出てくることはなく、住民無視も甚だしい。」という町の対応等に関する意見でございます。

町はこれまで地元説明会を24回開催しております。また、情報誌を17回発行するほか、個別説明会の実施や相談窓口の開設などにより、地権者の意見や疑問にお答えをしながら、関係地権者の御理解と御協力をいただけるよう努めてきております。また、町長は昭和56年8月、57年9月、60年2月、平成11年2月、そして平成11年10月に話し合いに出席し、地権者の理解と協力を求めてきております。さらに、今回の事業計画変更にあたり、平成18年3月25日の地元説明会にも町長が出席し、事業への理解と協力を重ねてお願いをしております。

次に、9番目の「都市計画決定で市街化調整区域から市街化区域に変更となり、その後、身内が亡くなり多額の相続税がかかり迷惑している。」という相続税に関する意見でございます。

本地区はJR宇都宮線及び東武日光線の栗橋駅から至近といった地理的条件などから、住宅地として町の総合振興計画に位置づけられております。そのため、計画的な市街化を図るため、平成11年1月に所定の手続きを経て市街化区域へ編入したものでございます。

次に、10番目の「区画整理は、建物だけの所有者は関係がないのか。今まで一度も書類が送付されていない。形式だけの意見書ならやめたほうがよい。」という建物所有者に対する町の対応等に関する意見でございます。

平成13年度の事業決定以降は、土地に権利を持つ方々を中心にお知らせ文書等を配布してまいりました。町では今後、道路工事等を進めていく上で建物物件の移転等も生じてまいります。町は「地権者だけでなく、建物所有者へもお知らせ文書等を配布し、事業に対するより一層の御理解と御協力をいただけるよう努める」とのことでございます。

続きまして、4つ目の意見書の について御説明をさせていただきます。1番目の「区画整理事業計画施行期間10年で開始してから約5年経過したが、なぜ5年間延長するのか。具体的な説明がない。」という施行期間に関する意見でございます。

意見書の要旨の 2番と同様でございます。工事着手が遅れ、施行期間を5年延伸するもので

ございます。また、事業計画変更につきましては、説明会の開催や情報誌を通じて地権者の方々に説明を行ってまいりました。

次に、2番の事業計画の変更にかかわらないと思われる意見でございますが、「宅地として使用不可の土地なのに、固定資産税の評価額は宅地並みで、課税は一般農地の200倍になる。」という税金に関する意見でございます。

固定資産税につきましては町が課税するものでございますが、宅地として農地転用された土地については、現行では税負担を軽減する制度がございません。このように、早期事業を望んでいる方がいらっしゃいますので、町ではできるだけ早く、宅地としての土地活用等ができるように積極的に事業を推進していきたいと考えております。

以上が事業計画の変更に係る意見の要旨とそれらに対する考え方でございますが、町では今後とも引き続き地権者の御理解と御協力を得ながら事業を推進し、早期完了を目指していくとでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土井） それでは、ただいまの幹事の説明、先ほどの口頭意見陳述に関して御意見、御質問がございましたら、御発言をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

どうぞ。

○高橋委員 一、二お尋ねしたいのですが、まず1つは、5年間延長したということについては、地権者の皆さんも非常に心配しているということは私も十分予測できるのですが、工事着手の遅れという御説明でしたけれども、工事着手がそもそも何で遅れたのか。この辺をもう少し御説明をいただきたいと思っております。

それから、あそこに当初区画街路が入った計画だったものが、ああいう大型商業施設をつくるということで、大きなブロック、1ブロックにしたということですが、そうしますと、少なからず換地計画についていろいろと御苦労もあったと思うのです。原則は原位置換地だけだそうですね。しかし、ああいう形で大ブロックにしますと原位置換地ができません。そうしますと、その周辺に換地をするということになって、少なからず換地計画に変更が生ずるわけですが、そういったものについての支障はないのか。総体的な減歩率の減ということで、0.26%ですか、減ったということですが、どういう形でどういうところが減歩され、総体減歩が減ったということと言えるようになったのか。それと、仮換地計画が53%という御説明があったと思うのですが、残り47%、そのまだ仮換地ができていない地域はどういうところなのか。こういう大型のブロックにしたために、まだ仮換地もできないのかなと想定はできるわけですが、その点御説明をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（土井） はい、どうぞ。

○幹事（市街地整備課長） まず、5年間延長した詳しい理由をということでございますが、この事

業につきましては、当初も事業計画に対する意見書の提出がございまして、それです1年ぐらいの事業調整を要しました。それから、事業が始まりましてから、土地区画整理審議会の設置、それから土地評価基準をつかって換地を進めている中で、換地案の調整にやはり時間を要しまして、仮換地指定ができないと工事もなかなかできませんので、そういう面で工事の着工ができなかったということでございます。

次に、大型ブロックにしたことによる土地の権利関係でございますけれども、大型ブロックにしたところにつきましては、規模が大きいものですから、地権者の方々に、そこに入る方を共同利用される方ということで手を挙げていただきたいということで募り、そこにまずはこれらの土地を入れております。それから、保留地を入れております。すなわち、その中に、基本的には入りたい、みんなでその土地を大規模にして使っていきたいという方と保留地を充てて大規模なブロックにしているということでございます。ですから、そういう面ではそこに入っていく方の土地を集めるとか、そういったところでも時間を大変要しているという形になるかと思っております。そういう関係もございまして、仮換地指定につきましてまだ53%という形になっておりますが、今回の事業計画の変更ができることによって、仮換地指定が相当進捗するものと考えております。

以上でございます。

○議長（土井） よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○高橋委員 大きなブロックにするに当たって、ちょっと私も早とちりな点があったと思うのですが、今説明をいただきまして、共同利用を図るということも、確かにすべて集合換地で保留地を優先するというようなことではないということはわかったのですが、この辺の話は、いわゆる何名、あのブロックの中に地権者がおられるか、わかりませんが、その辺の話はほぼ決まっているのかどうか。やはりこの辺の合意も十分ならないまま、こういう変更するということについては、また先々心配が生まれるわけですから、ここへ出てくるには見通しはあると思うのですが、何名ぐらいいらして、その辺の合意はできているのかどうか、この辺をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（土井） どうぞ。

○幹事（市街地整備課長） 大規模施設につきましては、申し出の筆数としては従前地で171筆ございまして、地権者の方につきましては22名の方が換地を受けてございます。約6万7,000㎡ございまして、保留地は約7,000㎡で、残りの約6万㎡は所有者の方の換地ということでやっております。これにつきましてはお話し合いをして、申し出を受けてこういう形をとってございます。

○議長（土井） はい。

○高橋委員 では、合意はいただけたというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○幹事（市街地整備課長） はい、そういうことでございます。

○議長（土井） ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

○大山委員 1点だけ。

○議長（土井） はい、どうぞ。

○大山委員 先ほど来お話し、御説明があったのですけれども、住民の方からも計画の速やかな進行をして工事完了ということで、多分大きな期待がかかっていると思います。それと同時に、今回の見直しに5年で本当に大丈夫なのか、不安もあるのではないかと思いますので、県執行部におきまして先ほど来から話がありますように、適切な指導のもとに計画の速やかな完成ということで御努力をお願いしたいということで、意見とさせていただきます。

○議長（土井） 意見ということで。ほかにございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○神杉委員 私も一つ、組合施行で土地区画整理組合、お預かりしているわけですけれども、先ほど来、町長さんのお話をお聞きしましたところ、反対者の意見という、何か反対のための反対というようにどうしても聞こえてきて、私どもにももちろん反対者はあったのでございますが、ひざを交えてしっかりと説明することで御納得いただいて、あと余すところわずかになりましたが、今後もその地権者各位との意見合意のために御努力をされること。それから、反対者の方々、それらの不満がいかなるものに起因するのかということを経査していただいて、その調査の結果、それに怠りなく応えていくということが約束されれば、早期に着工されることが望ましいのではないかと、こんなふうを考えて、賛成をしたいと思います。

○議長（土井） 少し要望も追加、御意見が含んでおりましたけれども、ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（土井） それでは、議第4712号の議案について採決したいと思います。

その前に、本議案の土地区画整理法上の取り扱いにつきまして改めて申し添えます。

この意見書にかかわる意見を「採択とする」と議決した場合においては、県は市町村が定めようとする事業計画については、その市町村に対し必要な修正を加えるべきことを命じることになっていきます。また、「不採択とする」と議決した場合においては、県はその旨を意見書を提出した者に通知しなければならないこととなっています。

それでは、議第4712号の議案について採決いたします。

この意見書を採択して事業計画を修正すべきであるという御意見の方は挙手願います。

〔挙手なし〕

○議長（土井） 挙手はないようでございます。

よって、本案につきましては「不採択とする」ということにいたします。よろしく願いいたします。

次に、議第4713号「越谷都市計画区域区分の変更について」及び議第4714号「越谷都市計画用途地域の変更について」の2議案につきましては、それぞれ関連する都市計画でございますので、一

括して議題に供します。

幹事は議案の説明を願います。

○幹事（都市計画課長） 議第4713号及び議第4714号の2議案につきまして順次御説明させていただきます。

議案の説明に入る前に、変更地区の概要を御説明させていただきたいと存じます。議案書は11ページから18ページ、図面は19ページ及び21ページでございます。

恐れ入りますが、議案書19ページの計画図をお開きいただきたいと思います。前面のスクリーンも併せて御覧いただきたいと思います。図面左下の青枠で囲まれた区域が今回変更いたします松伏町外河原地区でございます。当地区は、図面中央にございます松伏町役場から南西に約1.2kmに位置しております。当地区は市街化区域と河川区域が重複しており、計画的な市街地形成の見込みがないことから、市街化調整区域に変更するものでございます。前面のスクリーンに当地区の写真がございますので、御覧いただきたいと思います。青枠で囲まれた区域が外河原地区でございます。現在まで建物がない土地利用が続いております。

それでは、それぞれの議案につきまして御説明させていただきたいと存じます。まず、議第4713号「越谷都市計画区域区分の変更について」でございますが、議案書21ページの詳細図を御覧いただきたいと思います。前面のスクリーンも併せて御覧ください。青枠で囲まれた区域が今回、市街化調整区域に変更する外河原地区でございます。

恐れ入りますが、議案書12ページにお戻りいただきたいと思います。まず、1の区域区分でございますが、外河原地区約0.6haを市街化調整区域に変更し、市街化区域の面積を3,791haから3,790haとするものでございます。それに伴い、市街化調整区域の面積を7,024haから7,025haとするものでございます。その下にございます2の人口フレームの変更はございません。

続きまして、議第4714号「越谷都市計画用途地域の変更について」でございます。議案書は15ページから18ページ、図面は19ページから21ページでございます。

恐れ入りますが、議案書の21ページの詳細図をお開きいただきたいと思います。前面のスクリーンも併せて御覧ください。図面の下の表が変更内容でございます。図面の青枠で囲まれた外河原地区につきましては、面積約0.6haで、今回、市街化区域から市街化調整区域へ変更することに伴い、第一種住居地域から用途地域を廃止する区域でございます。

恐れ入りますが、16ページにお戻りください。これは越谷都市計画用途地域の変更後の内容を示したものでございます。図面の17ページはその地域対照表でございます。

以上御説明申し上げました二つの議案につきましては、平成18年7月7日から2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、松伏町からは賛成の回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土井） ただいまの幹事の説明に関して御意見、御質問がございましたら、御発言いただき

たいと思います。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（土井） それでは、議第4713号及び議第4714号の2議案について一括して採決をいたします。
原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。
次に、議第4715号「富士見都市計画用途地域の変更について」を議題に供します。
幹事は議案の説明を願います。

○幹事（都市計画課長） 議第4715号「富士見都市計画用途地域の変更について」御説明をさせていただきたいと存じます。議案書は23ページから26ページ、図面は27ページ及び29ページでございます。

恐れ入りますが、27ページの計画図をお開きいただきたいと思います。また、前面のスクリーンも併せて御覧ください。図面の左下の表が変更内容でございます。図面の中央の赤枠で囲まれた区域が今回変更いたします富士見市の鶴瀬駅東口地区でございます。当地区は、東武東上線鶴瀬駅東口駅前に位置します富士見市施行の鶴瀬駅東口土地区画整理事業区域に含まれており、面積約1haでございます。前面のスクリーンに当地区の写真がございますので、御覧いただきたいと思います。赤い枠で囲まれた区域が今回変更する東口地区でございます。

恐れ入りますが、29ページの詳細図をお開きいただきたいと思います。前面のスクリーンも併せて御覧ください。当地区につきましては、平成12年12月から土地区画整理事業を進めてまいりましたが、このたび土地区画整理事業の進ちょくに併せ、駅前の好立地という条件を生かして、商業、業務機能や文化娯楽機能などを集積するため、第一種住居地域から商業地域に用途地域を変更するものでございます。

恐れ入りますが、議案書24ページにお戻りいただきたいと思います。これは富士見都市計画用途地域の変更後の内容を示したものでございます。右側の25ページはその新旧対照表でございます。

本議案につきましては、平成18年8月1日から2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、富士見市からは賛成の回答をいただいております。

なお、この用途地域の変更に併せまして富士見市が定める地区計画及び防火地域につきましては富士見市都市計画審議会において審議がなされ、富士見市から知事あて同意協議の申し出がなされております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土井） ただいまの幹事の説明に関して御意見、御質問がございましたら。
よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（土井） それでは、議第4715号の議案について採決をいたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

次に、議第4716号「東松山都市計画用途地域の変更について」を議題に供します。

幹事は議案の説明をお願いします。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第4716号「東松山都市計画用途地域の変更について」御説明させていただきたいと存じます。議案書は31ページから35ページでございます。図面は37ページ及び39ページでございます。

恐れ入りますが、37ページの計画図をお開きいただきたいと存じます。併せて前面のスクリーンも御覧ください。図面の左下の表が変更内容でございます。図面の中央の赤枠で囲まれた区域が今回変更いたします東松山市の高坂駅東口第二地区でございます。当地区は、東武東上線高坂駅から東に約1kmに位置し、国道407号バイパスの整備が進んでおります独立行政法人都市再生機構施行の高坂駅東口第二特定土地区画整理事業区域のうち、調整池及び公園計画地の一部を除いた区域約54.1haでございます。前面のスクリーンに当地区の写真がございますので、御覧ください。赤い線で囲まれた区域が今回変更する区域でございます。

恐れ入りますが、39ページの詳細図をお開きいただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せて御覧ください。当地区につきましては、平成11年1月の土地区画整理事業の都市計画決定と同時に開発を抑制し、事業を早期に進めるため、建築物の用途規制が最も厳しい第一種低層住居専用地域を暫定的に指定しておりました。その後平成13年12月から土地区画整理事業を進めてまいりましたが、このたび土地区画整理事業の進ちょくに併せ、用途地域を変更するものでございます。当地区の変更内容でございますが、まず国道407号バイパスの東側の区域面積約5.8haにつきましては、国道407号バイパスの交通の利便性を生かし、地区内及び周辺住民の日常的な購買需要を満たすことができるよう、併せて本地区のセンター地区としての商業施設の集積を促進するために、近隣商業地域に変更いたします。

次に、国道407号バイパスの沿道及びその東側でセンター地区の周辺につきましては、交通利便性を生かした施設を誘導するため、準住居地域、第一種住居地域及び第二種住居地域に変更いたします。

次に、国道407号バイパスの西側の区域面積17.9haにつきましては、良好な低層住宅地の誘導を図るため、用途地域は第一種低層住居専用地域のまま容積率を60%から80%に、建ぺい率を40%から50%に変更いたします。また、都市計画道路の各沿道につきましては、住宅地の環境を保護するとともに、沿道サービスとして店舗などの立地を誘導するために第一種住居地域に変更いたします。

恐れ入りますが、議案書32ページにお戻りいただきたいと存じます。これは東松山都市計画用途地域の変更後の内容を示したものでございます。右側の33ページはその新旧対照表でございます。

本議案につきましては、平成18年8月4日から2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、東松山市からは賛成の回答をいただいております。

なお、この用途地域の変更に併せまして東松山市が定める地区計画及び準防火地域につきましては、東松山市都市計画審議会において審議がなされ、東松山市から知事あて同意協議の申し出がなされております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土井） ただいまの説明に関して御意見、御質問ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（土井） なしということですが、それでは、議第4716号議案について採決をいたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

では、続きまして、議第4717号「鴻巣都市計画用途地域の変更について」を議題に供します。

幹事は議案の説明を願います。

○幹事（都市計画課長） 議第4717号「鴻巣都市計画用途地域の変更について」御説明させていただきます。議案書は41ページから45ページ、図面は47ページ及び49ページでございます。

恐れ入りますが、47ページの計画図をお開きいただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せて御覧ください。図面の左下の表が変更内容でございます。図面の中央の赤枠で囲まれた区域が鴻巣市の北鴻巣駅西口地区でございます。当地区は、JR高崎線北鴻巣駅の西口に位置する組合施行の北鴻巣駅西口土地区画整理事業区域とその周辺を合わせた区域約10.8haでございます。前面のスクリーンに変更地区の写真がございますので、御覧ください。赤線で囲まれた区域が今回変更する地区でございます。

恐れ入りますが、49ページの詳細図を御覧いただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せて御覧ください。当地区につきましては平成17年12月から土地区画整理事業を進めてまいりましたが、このたび土地区画整理事業の進ちょくと併せて用途地域を変更するものでございます。当地区の変更内容でございますが、まず図面中央上に位置しております北鴻巣駅西口の周辺とJR高崎線の沿線を含めた面積約4.8haは、駅からの近接性や利便性を生かした店舗や事務所などの立地を誘導するとともに、住居の環境を保護するために第一種住居地域に変更いたします。次に、その周辺地区面積約6haにつきましては、環境良好な中高層住宅を誘導するため、第一種中高層住居専用地域を指定します。

恐れ入りますが、議案書42ページにお戻りいただきたいと存じます。これは鴻巣都市計画用途地域の変更後の内容を示したものでございます。右側の43ページはその新旧対照表でございます。

本議案につきましては、平成18年8月11日から2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出

はございませんでした。また、鴻巣市からは賛成の回答をいただいております。

なお、この用途地域の変更に併せまして鴻巣市が定めます地区計画及び準防火地域につきまして、鴻巣市都市計画審議会において審議がなされ、鴻巣市から知事あて同意協議の申し出がなされております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土井） ただいまの説明に関して御意見、御質問はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（土井） それでは、議第4717号議案について採決をいたします。
原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） ありがとうございます。御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議第4718号「羽生都市計画公園の変更について」を議題に供します。
幹事から議案の説明を願います。

○幹事（公園課長） 公園課長の小川でございます。

恐れ入りますけれども、座ったまま説明させていただきます。

それでは、議第4718号「羽生都市計画公園の変更について」御説明いたします。議案書は52、53ページ、図面は55ページでございます。

議案書52ページをお開きください。今回の変更は、羽生水郷公園の区域の変更でございます。都市計画を変更する理由でございますが、公園西側からのアクセス強化のため、公園区域の整形を図るものでございます。

55ページの計画図を御覧ください。併せて前面のスクリーンを御覧ください。羽生水郷公園は、東北自動車道の羽生インターチェンジの東側に隣接する広域公園でございます。変更箇所につきましては、公園の西側及び南側の一部が変更になります。前面スクリーンに公園区域を拡大した図がございますので、御覧ください。公園西側にある赤色の用地には現在神社が建っており、今まで公園区域から除外されておりました。今回、地元との協議も整ったことから、南側の黄色の用地と交換することにより、公園区域の境界を整正し、公園西口の整備後における利便性の向上を図るものでございます。この変更による公園面積の増減はございません。

なお、本件につきまして平成18年8月25日から2週間、案の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、羽生市からは賛成の回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土井） ただいまの御説明に関して御意見、御質問はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（土井） それでは、議第4718号議案について採決をいたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） ありがとうございます。御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

次に、議第4719号「都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の変更について」を議題に供します。

幹事は議案の説明をお願いします。

○幹事（建築指導課長） 建築指導課長の村上でございます。よろしく申し上げます。

それでは、議第4719号「都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の変更について」御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書の58ページ、計画書をお開きください。本案は、先ほど議第4714号にて御審議していただきました越谷都市計画用途地域の変更により一級河川大落古利根川の河川区域について用途地域が廃止されることから、建築基準法の規定により、特定行政庁である知事が容積率、建ぺい率等の数値を定めるものでございます。今回変更を行う区域はアンダーラインが引いてある地区番号6の地区で、変更前の面積約36.0haに今回変更区域の約0.6haを加え、約36.6haとするものでございます。

続きまして、59ページの計画図を御覧ください。併せてスクリーンの方も御覧ください。図中、対象区域を示す矢印のついた四角の中に今般の変更の内容が書き込んであります。この区域が第一種住居地域から用途地域の指定のない区域になるものでございまして、面積は約0.6haでございます。

次の61ページがこの部分の詳細図となっております。併せてスクリーンの方も御覧ください。本区域については、隣接する市街化調整区域の制限との整合を図り、容積率を200%、建ぺい率を60%に、また道路による高さ制限などもこれに併せて定めるものでございます。詳しくは59ページの計画図下の凡例を御覧ください。

以上でございますが、本変更案につきましては松伏町とも十分協議を行って案を作成しており、町長から指定案について支障なしとの回答をいただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土井） ただいまの説明に関して御意見、御質問ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（土井） それでは、議第4719号の議案について採決をいたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

以上をもちまして本日の議案は終了いたしました。

議第4712号から4719号までの御決定いただきました審議事項につきましては、私から知事に速やかに答申いたしますので、御了承願います。

最後に、報告です。

時代の潮流を見据えた「埼玉の都市計画の基本方向」に関する調査検討についての中間報告がございます。

まず初めに、私から経緯について御説明いたします。

お手元の「説明資料」の資料1を御覧ください。本件については、本年2月17日の第196回都市計画審議会において、知事から当審議会あて調査検討の依頼がございました。そこで、審議会としては集中的に調査検討を進める専門部会を設置いたしました。専門部会の委員は名簿にありますとおり、計8名で構成しております。本日は、これまで専門部会で調査検討を進めてきた内容について、専門部会の久保田部会長から中間報告していただきます。今後の予定ですが、本日の結果を踏まえて引き続き専門部会で調査検討を進めていただき、次回の12月の都市計画審議会でも再度報告していただく予定としています。その後来年2月の都市計画審議会でも専門部会から最終報告をいただき、当審議会の提言としてまとめていきたいと考えています。3月には当審議会から知事あて調査検討結果を報告したいと考えております。

それでは、専門部会の久保田部会長さんから御報告をお願いいたします。

○久保田委員 それでは、ただいまの紹介ありました件につきまして中間報告をさせていただきます。

お手元に「資料2」ということで、提言書の中間報告というものと、それをダイジェストに1枚の紙にまとめていただいた「資料3」という色のついたカラフルなもの両方あると思いますけれども、基本的にはこの「資料3」の方で御紹介をさせていただきますが、適宜この「資料2」の方も同時に御覧いただければ幸いです。

それでは、まず私の方から全体御紹介しますが、土井会長を初め、部会に参加していただいている方、それから事務局の方からも必要に応じて補足をいただければと思います。

それでは、まず第1章から順番に御紹介いたします。

その前に、このタイトルなのですが、時代の潮流を見据えた「埼玉の都市計画の基本方向」ということで非常に大きなテーマでございます。特にこの中でキーワードとして大事なものは「埼玉」ということ、埼玉の固有のテーマとして都市計画をどうやっていくべきかという、その埼玉らしさということと、時代の潮流ということで、現在、日本全体あるいは世界、そして埼玉がどういう状況にあってどうあるべきかという、この二つを大きなキーとして検討を進めてまいりました。

それで、第1章ですが、まず埼玉の方にこだわりまして、埼玉らしさというのは何だろうか、こういうことの議論からスタートしたわけであります。それで、これ皆全員が知っていますように、埼玉県都市計画というのは、地理的な条件として東京に近接していて、東京に依存せざるを得ないという状況でずっとまいりまして、都市計画もその影響をずっと受けてまいりました。その中で、では埼玉らしさというのは何だろうかということを考えてみました。

大きく分けて3つにまとめましたが、1つは、県民700万人のふるさとということで、東京に依存と言いながらも、実は埼玉に生まれ育っている人たちがどんどん増えてきていて、何世代も前から埼玉県民である人と、ある時期から外から入って来て、そこをふるさとにし始めた人とが共存して連携してまちづくり、県土づくりをするという体制になりつつあるということで、埼玉をふるさととして考える人たちがこれからの埼玉をつくっていくと、こういう認識でございます。

2番目が豊富で多彩な緑が暮らしとともにあるということが、これが埼玉らしさではないかということで、見沼たんぼとか武蔵野の雑木林とか狭山丘陵とかという、都市のすぐ近くにある緑というものが非常に多く残っているということは、首都圏の中でもかなり特筆すべき特徴ではないかということで、これらも大事にしていこうと。

それから、3番目は、今度は産業の方ですけれども、内陸県の特徴として、いわゆる重厚長大でない産業に関してかなり優位性を持っているのではないかとということと、これ後ほど述べますけれども、その交通体系の整備によって、その優位性がますます発揮されていく可能性があるという、この3つを埼玉らしさとしてとりあえず押さえておくことにいたしました。

今度は第2章で、今度は時代の潮流がどうなっているかということでございます。これは世界的な話も含めてですが、まず1番、時代の潮流と課題ということで、やはりこの(1)、人口減少・超高齢社会の同時進行ということがございます。これはもちろん日本全体もそうなのですが、実は埼玉においては、今はまだ若い県で人が増えているけれども、ある時期から急激に高齢化が進んでいくのではないかと予測されていて、全国的にも最も早く高齢化が進むというふうに見込まれております。この点はやはり押さえておかなければいけないと。

2番目は、経済のグローバル化ということで、経済の構造が大きく変わっていく中で、埼玉県の優位性、先ほど申し上げたような優位性をさらに活かしていく可能性、潜在能力があるのではないかとということが2番目です。

3番目は、県民ニーズの変化、多様化ということで、県民に対するいろんな意識調査のデータなんかを分析してみますと、例えば防災、あるいは防犯等々、あるいは福祉、緑といった非常に多面的なニーズを県民がお持ちになっているということで、都市計画に関してもそれに応える内容を持っていかねばいけないと。

それから、4番目が、特に環境問題ですけれども、環境に関して、これ言うまでもなく、地球環境、それから身近な環境それぞれについての対応、これも都市計画の課題として受けとめる必要が

あるだろうということでございます。

それから、2番目が埼玉の都市計画の現状と課題ということで、今度は都市計画という観点で、あるいは都市という観点で埼玉を見ると、今どういう課題があるかということを整理しました。

1番目が中心市街地の整備の遅れ、それから郊外部の発展、この辺をどう捉えるかということでございます。これに関しては、やはり埼玉県も他県と同様、中心市街地のやや疲れが見える状況、それから郊外の進展といったような状況が見られる。これをどう受けとめるかということが都市計画上の大きな課題となります。

それから、2番目が高速道路網の充実ということで、先ほども申しましたように全国的に見ても高速道路網の体系ということに関して言えば、かなり充実してきているので、これをどう活用していくかということになります。

3番目は、一方で地域の特色という点で少し課題があるのではないかとということで、この辺をもう少し地域色を活かしたようなまちづくりができないだろうかということが指摘されました。そのほかにも幾つか課題がございます。

ということで、埼玉らしさ、それから時代の潮流を押さえた上で、第3章として、埼玉の将来都市像についての議論をいたしました。実はこのときの議論が、できましたら、「資料2」の9ページから13ページあたりをぱらぱらと御覧いただけるとありがたいのですが、将来の都市像を議論するときに、最初から都市計画の制度論から始めてしまうとちょっと議論がかたくなるということで、むしろ県民の暮らしとか県民の働き方とかそういうことから議論をスタートしてみようということで、仮の試行実験のようなもので、20年後に埼玉県民が望ましい暮らしをするとしたら、これはどういう暮らしをしていることが望ましいのだろうかということの試行実験をみんなでやってみたわけです。20年後の各年代ごとに望ましそうな暮らしというものをそれぞれみんなの頭の中で考えてみまして、例えばこの「資料の2」の9ページでいいますと、55歳の男性が夫婦で暮らして子供が独立しているというような人は、どういう暮らしをしているのがこの人が幸せに感じるのだろうかといったようなことをいろんな性別、いろんな年代ごとに考えてみたわけです。そういう中から恐らく将来の望ましい都市のあり方というのが出てくるだろうということで得られましたのが、この2番目の埼玉の将来都市像ということで、ひと言で言うと、仮称ですが、「元気」というキーワードと、「暮らしやすい」というこの2つのキーワードで総括できるのではないかとでございます。

これをブレイクダウンしたのがこの下の(1)、(2)、(3)でございます。(1)は暮らしやすく、ふるさととして愛着のもてるまちということで、さらに詳細言えば、の便利でにぎわいのあるまち、2番目の多彩な住まいかたが実現できるまち、3番目が安全で地域の福祉が充実し、ふれあいが豊かなまちと、こういうまちが理想ではなからうかと。

それから、2番目の元気の方に着目しますと、誰もがいきいきと働いている元気なまちというこ

とで、 の産業が集積された活力みなぎるまち、2番目の高度なものづくり産業が育っているまち、3番目が地域で能力が発揮でき、生きがいが発見できるまちということが元気の源ではなからうかと。

それから、最後の(3)ですが、地域の営みが未来につながるまちということで、 の地域の歴史や文化、埼玉県が持っているはずの色々な歴史的な資産、文化をもっと大事にしていこうではないかと。 、農や緑を身近にふれあうことのできるまちということで、先ほど申し上げたような豊かな近郊農園、こういうものをもう少し県民にとって身近なものにしていくことができないだろうか。 、誇りが持て、環境に優しいまちということで、景観その他我々の県土として県民が誇りを持てるようなまちにしていくということが将来の理想ではないかということまで議論いたしました。

この議論を踏まえた上で、第4章として、ではそれを都市計画という文脈で捉え直したら、どういう基本方法が出るだろうかということで、第4章の埼玉の都市計画の基本方向ということになります。主に大きく四つに分けて議論をいたしました。

1つは、1番、暮らしやすい中心市街地の形成ということでございます。先ほどお話しした中心市街地の問題に関して集中的に都市計画的な配慮をしていこうということで、(1)の中心市街地の集中整備ということで、これは社会基盤整備を念頭に置いています。

一方、ソフトの話でも、2番目のにぎわいと交流の拠点づくりということで、サービス施設等の配置の問題があると思いますし、(3)の交通、誰もが使いやすい都市交通環境の実現ということで、これは誰もがという意味では、バリアフリーとか公共交通とか、いわゆる自動車に依存しなくても移動できるような、そういうまちづくりも大事であろうと。(4)は、医療・福祉施設について、これも都市計画的に言えば、そういう施設がまちなかに集積しているということが大事ではないかと。(5)が災害に強い市街地ということで、これは基本的な要件であろうと思います。

2番目が都市の魅力の向上ということで、(1)が地域中心都市のパワーアップ、これは中心市街地とひとと言で言う中で、特に地域の中心的な役割を担っている地域の中心都市に関して、特に経済、あるいは文化等の中核として育てていく必要があるだろうと。併せて、もちろんそれぞれその都市計画の中の各都市との連携を踏まえつつということでございますけれども、地域中心都市のパワーアップを特に力点を置いていこうというのが1番です。2番が、歴史・文化を活かした都市の顔づくりということでございます。3番が美しいまちなみの景観の創造ということでございます。

続きまして、3番が充実した高速道路網を活かした産業基盤づくりということでございまして、1番が戦略的な産業拠点整備の支援、既に幾つか県内に存在する産業拠点についても、例えば高速道路へのアクセス道路の整備といったような形での支援を行っていくと。2番目は、これはもう圏央道というふうにはっきり書きまして、圏央道インター周辺の産業基盤の整備、3番は既存産業の操業環境の保全ということで、それ以外の産業についてもきちんとケアしていこうと。

最後、4番目が都市と田園の共生ということで、再三申し上げておりますけれども、埼玉らしい緑を生かしたまちづくりということで、1番の郊外の市街地でのゆとりある土地活用、これが最初の人口減少につながっている話ですけれども、恐らく将来郊外で未利用地が出てくると思われると。これについてそういうことをマイナスとして捉えるのではなくて、例えばそういうものを使って市民農園とかそういうような形のゆとりある土地利用をしていこうではないかと。それが(1)番です。それから、(2)番が田園と調和した秩序ある土地利用の推進ということで、例えば市街化調整区域の土地利用の秩序化ということを念頭に置いております。(3)が田園集落の原風景の保全・再生ということで、恐らく非常に埼玉らしい風景というものが近郊の農村地域にまだ数多く残っていて、我々県民にとっても誇りとし得る資産であるという判断でございまして、例えばこういうものに対して都市計画的な例えば景観地区であるとか、例えば風致地区であるとか、そういったものを使って、そういうものを保全していくということも今後考え得るのではないかとということでございます。そして、最後の(4)が緑や水辺など豊かな自然保全・活用ということで、再三申し上げている緑の保全についてもここでも指摘してございます。

中間報告として御報告すべきは恐らくここまでかと思いますが、この後第5章で、今申し上げた第4章の内容をさらに具体化していくと。言ってみれば都市計画の制度等に具体化していく上でどういった課題があるだろうかということを一応整理したのが第5章でございましてけれども、これについてはそれぞれ第4章に対応して今それぞれの言ってみれば施策レベルの議論を始めたところでございます。これにつきましては2月になるかと思っておりますけれども、最終報告のときにまた詳細を御報告して御意見を賜りたいと思っております。

とりあえず私の方からは以上でございまして。

○議長(土井) ありがとうございます。2月から専門部会を4回、短期間に非常に熱心に議論をしていただいております。最初に申し上げましたように、12月都計審でもう一度中間報告、2月の都計審で最終まとめということで、最終的にはこの審議会として知事さんに御報告申し上げるということでもございますし、各委員の日ごろからのお考えとかそういうものを含めて、できるだけ盛り込んでいきたいというふうに思っておりますので、ただいまの報告につきまして、あるいはそれに関して御意見や御質問がございましたら、できるだけぎやかにお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○小菅委員 私は秩父なのでございますけれども、環境問題もここに取り上げていただいて、第2章のところにありますけれども、(4)に。県土の3分の1ぐらいが森林、いわゆる山林なのでございます。そのものに対する今後国土総合開発計画から国土形成計画法になってきたわけですか。そういう移行方によって森林等の保全という問題が少しくローズアップ、都市計画とは直接関係ないのかもしれませんが、何か大切な部分のもの一つにプッシュいただければありがたいなと。そして、これから、これが欠かせない1つの大きな土地の価値観というか、地域の価値観というものは大変大き

なものがあるのではなかろうかと、こういうふうを感じるので、是非そのことも踏まえて御検討いただければありがたいというふうをお願いを申し上げます。

○議長（土井） 何かありますか。

○久保田委員 いわゆる都市計画区域の議論だけでなく、恐らく県全体を見据えた議論というのはやっぱり必要だと思いますので、その辺のところを踏まえて議論をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（土井） ほかにございませんか。

どうぞ。

○塩野委員 第3章のところでは20年後の望ましい姿というふうにならわれておりますけれども、この基本方向について、これは大体20年後ぐらいまでを視野に入れて、この方向を決めていきたいという捉え方でいいのでしょうか。その点と、それと併せて、今後検討される課題の中に書かれていますので今後になるかと思っておりますけれども、中心市街地整備プログラムの策定ということやまちづくり評価システムづくりということがありますけれども、これもそういう長期的な、例えば20年とかというような中で行っていくという位置づけになるのか、あるいはもうちょっと早く手をつけますよということなのか。イメージで結構なのですが。

○議長（土井） はい、どうぞ。

○久保田委員 まず、議論のターゲットとしては、もちろん都市計画というのはもう百年の大計でございますので、長期的なことを見据えるべきことはもちろん重々承知しております。ただ一方、例えば人口がどうなる、人口構成がどうなるだろうかとか、産業がどうなるだろうかという、ある程度何となくイメージができそうなものが20年後ぐらいまでだとすると、とりあらずそこをターゲットとして議論してみたいというので、とりあえずそこをターゲットにさせていただいているということでございます。

それから、中心市街地につきましては、もちろん中心市街地の活性化それ自体、それはそれとして今いろんなところで動いているという話があるわけなので、ここではむしろ20年先を見据えて20年後の中心市街地のあり方を少し、今まさにいろんなところでアクティブに動いている議論とは多少一歩引いてといいたいでしょうか、長い目で見て中心市街地を見ていこうというのがこの我々の議論のスタンスかと思えます。

○議長（土井） ほかにございますか。どうぞ。

○塩野委員 今すばらしい中間報告をいただいて、都市計画、またまちづくりの中で、当然、交通網の体系が非常に基本になってくるのではないかと思いますのですが、冒頭御説明にありましたように、埼玉県というのは東京都の影響をかなり受けているのだと思うのですが、交通網体系が鉄道にしても、高速道路にしても、また国道、俗に言う16号とか17号とか、直接の基幹道路にしても、すべて東京を中心にした発想で構築されているわけですね。そういう中で、今後この中間報告の中

には「圏央道」という1つの名称が出てきますけれども、そうした部分の交通インフラとまちづくりと、それから将来像と、どのようにしてマッチングさせていくのかという部分が、つくった後で、今の中間の段階でももしできていけばいいのですけれども、こういうふうを考えていきたいのだというように、もし御意見があれば、ちょっといただければと思います。

○久保田委員 おっしゃるとおり、もう都市計画というのはそういう基本的な社会基盤をやはりきちっとつくっていくというのが非常に重要な、最も重要な役割だと思っておりますので、そこはきっちり押さえていきたいと思っております。

それで、まず交通体系については、ここで何度も指摘しておりますように、かなりある意味、整備の方向は見えてきているということを考えますと、次に、ではどういうことを20年後を見据えて目指すべきかということで、1つの視点として挙げさせていただいているのが、この第5章のところで、1のところにちょっと書いてあるのですけれども、駅を中心としたまちづくりとなっていて、いわゆる東京と上越とか東北方向を目指す、あるいは東京の環状道路ということのインフラ整備だけでなく、各浦和駅とか大宮駅とかいろんな、熊谷駅とか秩父駅とかいろんな駅を中心に県民の多くの人暮らししている。それに向かっていく基本的なインフラ、あるいは公共交通、歩く、自転車で行く。そういう県民の基本的な生活を支えるインフラというのは、やはり多少駅を中心にインフラなり社会基盤というのは見直してみると、どういうことがこれから必要になってくるだろうかということ、1つの視点として挙げさせていただいてまして、次の12月にその議論についても御報告させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（土井） ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

先ほどの資料の中で20年後の姿を描き出すシナリオというのがございまして、55歳男性とか30歳女性とか、この人たちは現在いらっしゃるとしたら、35歳男性と10歳の女性の20年後の姿、この審議会の前列に座っている人の20年後の姿というのは、この最後の78歳の男性というのが代表しているのかなと思いますが、私なんかはもうちょっと外側にはみ出してしましまして、超高齢社会の20年後も少し議論しなければいけないと思いますが、恐らくこの席の後ろの方に座っておられる事務局というか若い世代の方々についても、20年後の埼玉がどうなっているかという、そういうことを少しいろいろ考えていただいて、報告書の中に少し組み込んでいただければというふうに、ちょっと今私の感想ですけれども。

でもなかなか20年後のことをイメージするのは非常に難しいし、しかし考えがいのあることだと思いますが、それでは、この今日の中間報告については終了させていただきます。

久保田部長、ありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の審議はすべて終了いたしました。

御協力大変ありがとうございました。

傍聴者の方々は事務局の指示に従って退席していただきたいと思っております。

それでは、事務局にお返しいたします。

○事務局 どうもありがとうございました。

本日は熱心な御審議をいただきましてありがとうございました。

これをもちまして閉会とさせていただきたいと思います。

大変お疲れさまでございました。

午後 3 時38分 閉 会